

■ 第7回法実務技能教育支援セミナー開催



2010年7月17日（土）、名古屋大学において「第7回法実務技能教育支援セミナー」を開催いたしました。今回は、米国（UCLA）と韓国（Seoul National University、Kyung Hee University）から合計6名の先生方にご参加いただいたことで、国際色豊かなセミナーとなりました。

セミナーは、PSIMコンソーシアム代表の菅原郁夫教授によるセミナー趣旨説明に始まり、岡山大学・松村和徳教授の司会で行われました。

まず「教育方法論の部」では、UCLAのPaul Bergman名誉教授より、「UCLAにおける臨床法教育：プログラムのデザインと教育方法論」と題し、米国における臨床法教育の概要やその政策課題、新しい臨床科目を発展させるために考慮すべき諸問題など、多岐にわたってご講演いただきました。

次に「教育人材養成の部」では、Kyung Hee UniversityのKwang-Jun Tsche教授と広島大学法科大学院の佐藤崇文教授からご報告いただきました。Tsche教授からは「韓国の新法学教育制度における実務教育」と題し、韓国で2009年3月から新しい法学教育制度が始まったことに伴う従来の「法学部」の危機、法学者教育の危機、新しい「法学専門大学院」の教育内容といった、韓国における法曹教育の様子をお話いただきました。また、こうした問題点を踏まえた上で、日韓における法科大学院の相違点についてもお話いただきました。その後の質疑応答では、Seoul National UniversityのKon-Sik Kim教授、Kyung Hee UniversityのJun-Gen Oh教授をはじめセミナー参加者との活発な議論が行われました。

続いて佐藤教授からは、「日本の法科大学院における模擬裁判教育～模擬裁判全国アンケート調査の報告と分析～」と題し、佐藤教授らの「臨床法学グループ」が全国の法科大学院を対象



今号の主な記事

| | |
|--------------------|----------|
| 第7回法実務技能教育支援セミナー開催 |1 |
| 新規参加校の紹介 |2 |
| オブザーバ参加校の紹介 |2 |
| 法実務科目受講生の声 |3-4 |
| 活動報告・今後の予定 |4 |



として2009年度に行ったアンケート調査の結果をご報告いただきました。また、各校での模擬裁判実施状況など、上記の調査結果について詳細にまとめられた報告書もあわせて配付いただきました。調査結果によれば、各校では民事よりも刑事模擬裁判の実施が多数を占めていたとのこと。今後PSIMコンソーシアムでも刑事模擬裁判のシナリオを一層充実させることが必要であると感じました。

最後に「教材作成の部」では、本年度PSIMコンソーシアムが翻訳監修を行ったDVD教材「弁護士が俳優から学ぶこととは？」の紹介を行いました。本DVDの原版は、米国の映画や舞台で活躍している俳優のAlan Blumenfeld氏らによって設立されたACT of Communication制作によるもので、弁護士や法科大学院生などを対象とした法曹教育の教材として米国で広く使用されています。本DVDはすでにPSIM参加校他にお届けしておりますので、ご活用いただけましたら幸いです。



■ 新規参加校の紹介: 京都産業大学法科大学院

京都産業大学の建学の精神、教学の理念は「人づくり（将来の社会を担って立つ人材の育成）」であり、自らを厳しく律しつつ、創造性に富み、社会的な義務を怠らずに、国内はもとより世界に通用し活躍できる人材の育成です。そのために幅広い専門知識や高度な技能の修得に加えて豊かな人間性、確たる倫理意識の確立を重視しています。本法務研究科は、上記理念をふまえ、日本社会を改革する使命感と意欲を持

ち、法秩序形成の責任を自覚した、格調と品位を持つ有能な実戦的法曹の養成を目的として設立されました。

実務技能教育科目として、ローヤリング・クリニック、エクスターンシップ、模擬裁判などを配置し、特にローヤリング・クリニックでは、京都駅前において定期的に無料法律相談を実施し、法科大学院生が実際の法律相談にあたることで、実戦的能力の涵養に努めています。

■ オブザーバー参加校の紹介

韓国のSeoul National UniversityとKyung Hee Universityが本年度から参加いたしました。Kyung Hee Universityについては次号でご紹介する予定です。

Seoul National University

ソウル大学校法学専門大学院は、法学および法律実務、そして近接社会科学に関する体系的教育を通して、将来法曹界はもちろん社会の各分野で世界的な識見と能力を備えて国内外の舞台で活躍できる有能な指導的人材を養成することに教育目標を置いて

ています。

ソウル大学校法学専門大学院の淵源は、1895年に設立された裁判官養成所に遡ります。以降、多少の変更を経て維持され、1946年に国立ソウル大学校が設立され、ソウル大学校法科大学が新たにスタートして、数多くの法律専門家を輩出してきました。2009年に新しい法学専門大学院体制が施行され、ソウル大学校法学専門大学院として現在に至っています。

現在は、法科大学で学部課程を、大学院法学科で修士と博士の学問課程を、法学専門大学院修士課程で法曹人養成課程を、法

学専門大学院博士課程で法曹人深化課程を運営しています。しかし、今後学部課程は関係法律により順次廃止され、専ら大学院課程だけ運営される予定です。

法学専門大学院修士課程の入学定員は150人で、彼らが弁護士試験を経て大韓民国法曹人の資格を持つようになります。入学生は、多様な学士学位所持者の中から選抜し、3年間法学の基礎から始めて法律実務家水準に達する教育をしています。各法の法理はもちろん、その応用、そして法務実習などを有機的に連結した体系的なプログラムを提供し、このプログラムの中で学生たちは自ら考えて体験しながら、実力を培養

するよう教育をしています。

専任教授59人全員は、グローバル化をリードする法学教育、社会的責任を实践する人材養成、専門化された社会的需要の充足、創造的学問後続世代の養成を目標に、渾身の努力を果たしています。

ソウル大学校法学専門大学院は、優れた資質を持った学生たち、最高水準の教授陣、よく構成された教育プログラム、効果的な教育施設などを誇る学校として、国民から委任された教育的使命を果たすことによって、人類社会のために貢献できる人材を養成して、法学発展に先導的な努力を傾けようと最善を尽くしています。

■ 法実務科目受講生の声

熊本大学

法実務科目として、3年前期に「リーガル・クリニック」を受講しました。内容としては、弁護士の行う法律相談に同席して傍聴し、その後その事案についてディスカッションをしたり、訴状の起案等を行ったりしました。

その中で、依頼者の話の中から法的問題(争点)を抽出し、それに基づいて、最も依頼者の利益にかなう法律構成を立てることが難しいということ、強く実感しました。

もっとも、依頼者の法的問題にとどまらない要望をみとすために、法的問題に限定して話を聞くのではなく、依頼者に自由に話をさせて弁護士との信頼関係を築くことも重要です。具体的には、最初は広く質問し依頼者に自由に話してもらって紛争の全体像を把握し、次に個別に質問をして法的問題にポイントを絞るというものです。そのためには、法的な知識だけでなく、依頼者の満足を得るために、依頼者の話に傾聴することや共感的対応をすることが必要であることが分かりました。最近では、このようなリーガル・カウンセリングの重要性がさらに増えています。

リーガル・クリニックで実務に触れることによって、法科大学院で受けている法理論教育の理解が深まり、実際に活かすための具体的なイメージがわきました。今後は、リーガル・カウンセリングの視点も踏まえて、勉強を進めていきたいと思えます。(光木沙織)

東海大学

東海大学では、2年次秋期に選択必修の実務基礎科目として「民事模擬裁判」があります。授業は、当事者の主張を基に各自が訴状等の書面を作成し、その後、原告・被告のグループに分かれてロールプレイを行うというものでした。

訴状などの書面の作成は、要件事実論と事実認定論のトレーニングとなり、さらに、受任の段階から判決に至るまでの全体を通して、民事弁護士に応じた実務上の対応を学ぶことができました。また、条文だけでは理解しづらい手続の流れも、実際に身をもって体験すると、具体的なイメージとともに理解することができました。民事模擬裁判を受講することは、授業で学んだことを模擬裁判で体験し、模擬裁判で体験したことが授業の理解に役立つという、相乗効果をもたらすものだと感じました。

弁護士の先生相手の尋問では、事前の準備で想像もしていなかった答えが返ってくることも多く、焦ることもありましたが、その都度、先生方に修正すべき点を指摘していただいたおかげで、想定外の答えにも多少は対応できるようになりました。実務の前にこういった経験ができて良かったと思います。

民事模擬裁判を受講したことは、『理論と実務の架橋』の実務の面全体をイメージするために非常に有意義な経験となりました。また、熱意をもって指導して下さった先生方、協力しあった

仲間たちの存在によって、より充実した授業になったと思います。(今井定仁)

関西学院大学

私が受講した「クリニックA」は、無料法律相談を実施し、外部から相談に来た本当の依頼者からの法律相談に応じるというもので、「法曹に求められていること」と「単なる試験勉強」との違いを実感できる授業でした。

たとえば、法律科目民事系の授業では、主として、法的な権利存否の判断が焦点になるように思います。しかし、実際の相談では、法的な権利を有している場合であっても、当事者が訴訟でその権利を実現することまで望まない場合があります。このような場合には、今現在どのような権利があるかではなく、「今後新たにどのような法律関係

を構築すべきか」を検討することも必要になり、柔軟な発想が求められる場合のあること、そのような場合における調停手続の有効性などを実感することができました。

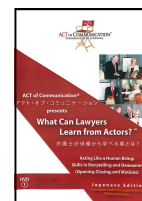
また、相談者とのコミュニケーションという面でも考えさせられることがありました。まず、実際の相談者の方は、伝えたいことが多くあるので、聞き手に回りすぎると、話が脱線し、時間ばかりを浪費してしまいます。他方で、事前に考えていた聞くべきことに捉われすぎると、「生きた法律相談」をすることができず、依頼者に不満が残ったのではないかと悔やまれることもありました。

「クリニックA」を受講して、弁護士がカウンセラーのような働きをすることに限界を感じると同時に、その必要性も確信しました。自分の目指す理想の法曹像について考え直すよい機会になったと思います。(鈴木祐司)

活動報告

PSIMコンソーシアムでは、次の教材を翻訳いたしました。

1. 弁護士が俳優から学べることは？ アクト・オブ・コミュニケーション。DVD/ワークブック。(PSIMコンソーシアム 翻訳監修)
(ACT of communication. (2001). Acting like a human being: skills in storytelling & demeanor. What can lawyers learn from actors? (1). ACT of communication.)
2. NITA・模擬裁判教材(ハリス事件)(PSIMコンソーシアム 翻訳)
(The National Institute for Trial Advocacy. (1995). State v. Harris case file.)



今後の予定など

第8回 法実務技能教育支援セミナー
(NITA: Trial Advocacy Training Program)
2010年10月2日(土) 10:00~
獨協大学(埼玉県草加市)

PSIMコンソーシアム運営委員会
2010年11月6日(土) 10:30~
KKRホテル名古屋 松の間

PSIMコンソーシアム総会・
第9回 法実務技能教育支援セミナー・
NITAとの学術協定延長調印式
2010年11月6日(土) 13:00~
KKRホテル名古屋 芙蓉の間

PSIMコンソーシアム

代表 菅原郁夫(名古屋大学大学院法学研究科 教授)

事務局 住所 〒464-8601 名古屋市千種区不老町 名古屋大学法学研究科

TEL&FAX 052-788-6234

(担当:長田・大橋)